

多可町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

平成27年 3月27日
 条例第17号

多可町道路占用料徴収条例（平成17年11月1日条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表アを次のように改める。

別表（第2条関係）

占用料の額

占有物件		区分	単位	占用料(円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及び支線柱		年額	1本	1,600
	電話柱及び支線柱		年額	1本	930
	その他の柱類		年額	1本	72
	電気事業者による電気通信事業者への共架柱(本数計算)		年額	1本	930
	電気通信事業者による電気事業者への共架柱(本数計算)		年額	1本	390
	共架電線その他上空に設ける線類(延長計算)		年額	1m	10
	地下電線その他地下に設ける線類		年額	1m	5
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		年額	1個	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱		年額	1個	600
	広告塔	表示面積	年額	1㎡	4,400
	その他のもの	占用面積	年額	1㎡	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.2メートル未満のもの	年額	1m	72
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	年額	1m	190
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	年額	1m	480
		外径が1メートル以上のもの	年額	1m	950
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけアーケードその他これらに類するもの		年額	1㎡	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		年額	1㎡	2,900

	地下に設ける通路		年額	1 m ²	1,500
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等にし、一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
政令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチである物を除く)	一時的に設けるもの	月額	1 m ²	440
		その他のもの	年額	1 m ²	4,400
	標識		年額	1 本	1,100
	旗ざお	一時的に設けるもの	日額	1 本	47
		その他のもの	月額	1 本	440
	幕(第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く)	一時的に設けるもの	日額	1 m ²	47
		その他のもの	月額	1 m ²	440
	アーチ	車道を横断するもの	月額	1 基	4,400
		その他のもの	月額	1 基	2,200
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	年額	1 m ²	1,400
政令第 7 条第 4 号及び 5 号に掲げる物件	工事用板囲い、足場及び工事用材料置場その他これに類するもの、土石、竹木、瓦その他の工事用材料	月額	1 m ²	440	
その他のもの			前各号に準じて町長が別に定める。		

別表イを削る

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。